

## 令和元年第 15 回定例委員会

- 1 日 時 令和元年 8 月 28 日（水） 10 時 30 分から 11 時 20 分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委 員 長 宮 崎 章  
委員長職務代理 大木田 守  
委 員 嶋 田 實  
委 員 佐 藤 男 三  
事務局長 担当部長  
選挙課長  
広報啓発担当課長  
書記 2 名

### 4 議 事

#### 議 案

- 1 平成 31 年 4 月 21 日執行港区議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決について
- 2 不在者投票を行うことができる施設の指定について
- 3 令和元年 5 月 26 日執行足立区議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決について

#### 報告事項

- 1 日の出町議会議員選挙結果について
- 2 令和元年 9 月 1 日執行立川市長選挙立候補届出状況について

#### そ の 他

- 1 当面の日程について

## 5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	<p>ただ今から令和元年第15回定例委員会を開会いたします。</p> <p>本日は傍聴の方がいらっしゃいます。傍聴の数は東京都選挙管理委員会 傍聴人規程第2条により5人以内と定められておりますが、同条 但し書きを運用してまいりたいと思います。</p> <p>本日は18人の皆様方がご参加でございますが、委員の皆様方には全員の傍聴を認めていただきたいと思うのですが、いかがですか。</p>
委 員	異議なし
委 員 長	<p>異議なしということでございますので、全員の方の傍聴を認めます。</p> <p>傍聴人の方々に申し上げます。東京都選挙管理委員会 傍聴人規程に従い、傍聴していただくようお願い致します。本日は3件の議案と2件の報告事項を予定しております。</p> <p>なお、本日の議題のうち、議案第1号及び議案第3号は個人情報を含んでおりますが、議案第1号については 申立人及び関係人から公開審議の希望が示され、議案第3号は申立人側において既に公開されております。いずれも公開審議として取り扱いと存じますがご異議ございませんか。</p>
委 員	異議なし
委 員 長	<p>異議なしということで、そのように取り扱いをいたします。</p> <p>それでは議案第1号 平成31年4月21日執行港区議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決について、事務局より説明を求めます。</p>
事 務 局	《議案第1号について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	<p>只今 説明をいただいた中で、別記6の一番後ろの部分ですが、猪熊正一と二重に書かれた票の欄外に書かれた記号について、他事記載で無効と判断をしております。他事記載にも様々あると思いますが、その定義は何か、この点について伺えますか。</p> <p>また、判例等で示された標準的な事例として有効となるものと無効となるものには具体的にどのようなものがあるかについても、伺いたしたいと思います。</p>
事 務 局	<p>ご質問にお答え申し上げます。</p> <p>「他事」とは候補者の氏名を記載した文字以外の一切の記載ということでございます。他事記載が無効とされる主旨は投票の秘密の原則を保持し選挙の公正</p>

を確保しようというところにあります。

しかし、他事が記載されている場合であっても有意つまり意味のある場合、他事記載と認められず、投票の秘密が侵される恐れがない投票は無効となりません。この点、昭和26年10月24日の最高裁判決では氏名の他に職業、身分、住所 また敬称の類を記載した投票は他事記載があっても無効票とならないとされております。

この点、本事案の無効票、別記6-1でございますが、職業、身分、住所、または敬称の類を記載したものと認められませんし、欄外右上部に記載された記号はその位置や形状とも併せて考えると何ら記載する必要がない事柄であると判断できます。

また、無意識的ではなく意識をもって記載されたものと言うべきであるところから無効票と解されるのが相当であると考えております。

委員長 よろしいですか。他にはありませんか。

委員 別記2-8番について 石渡ゆうこと記載された票があり 港区の選管、都の選管ともにこれを有効票としていますが、説明によりますと、氏が石渡ゆきこ氏、名が兵藤ゆうこ氏と一致しております。この場合 いずれの候補者とも判断しがたく、無効とする考え方もあると思います。そこで質問いたしますが 以前、類似する事例で過去にはどのような判例が示されているのかを伺いたいと思います。

事務局 これにつきましては、昭和32年9月20日の最高裁判決で、2人の候補者氏名の混記したものと無効とすべきとする場合というのは、いずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、いずれか一方の氏名に最も近い記載のものについては、それをその候補者に対する投票と認めるという旨の判断が下されております。

類似する過去の事例ということでございますが、これは東京都内における平成15年4月27日執行の中野区議会議員選挙がございまして、それにかかる平成15年11月12日 東京高裁判決、これは平成16年3月10日に 最高裁決定で確定してございます。

この時に、男性の吉原ひろし候補と、女性の佐藤ひろこ候補が立候補しているという中で「吉原ひろこ」という票がありました。

その「吉原ひろこ」と記載されている票について、たとえ両候補者の性別が男女で異なっていたとしても、名の読みの「ひろし」と「ひろこ」は類似性がある一方で、姓は吉原と佐藤で異なり、判断がつかますから吉原ひろし候補の有効票と判断されたという過去の例がございまして。

こういった判決に鑑みますと、本事案の別記2-8の「ゆきこ」と「ゆうこ」は本質的に類似する部分があり、氏が明確に石渡と記載されている以上、この票は単なる石渡氏と兵藤氏の氏名の混記であるとは言い難いため、名は石渡候補の名の誤記として捉えて有効票として判断するとお考えいただければと思います。

委員長 よろしいですか。他にはございませんか？

委員 別記3-1の「くまがや」いう部分がございます。  
くまだちづ子候補の有効票としておりますが、ひらがなで名字のみの記載です。また四文字中「くま」は合っているものの「がや」は違います。二文字だけ合っているということでもあります。更に異なる記載部分の「がや」については、熊田との類似性も全く感じられません。  
このような事例が過去に裁判所の判断が有るのかどうか教えていただきたいと思えます。

事務局 氏または名の一部だけを記載した投票でも 確認できる限りは有効であるとされてございます。この点、これまでの判例を調べてみますと、氏または名の一部だけを記載した投票でも確認できるというには 候補者の氏名と違った文字は、記載していないものとカウントして、漢字ならば1字、カナならば2字の記載が必要とされるという判例が積み上がっているものでございます。  
この点、別記3-1の投票は「くまがや」と判読でき、くまだちづ子候補の頭の2字の「くま」が記載されたものと判断することが可能です。  
また「くま」で始まる氏で 他に類似する氏の候補者はおりませんので、くまだ候補の氏の誤記と認められることから 当候補者の有効票と解することが相当であるものと考えております。

委員長 他にご質問はございませんか？

委員 なし

委員長 ご質問・ご意見がなければおはかりをいたします。  
議案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は原案の通り決定をいたしました。

委員 ちょっと宜しいでしょうか。

委員長 はい、今の質問の関連でしょうか。

委員 今後の手続きは、どのような流れになるのかをお伺いしたいと思います。

事務局 審査申立人と港区選管に対し、裁決書の交付を行うとともに、裁決書の要旨の告示を行います。  
また、公選法 第207条の規定により裁決に不服がある場合、当委員会を被告といたしまして 審査申立人においては裁決書の交付を受けた日から30日以内に、また、その他の本件選挙の選挙人、または候補者においては裁決書

の要旨を当委員会が告示した日から30日以内に東京高等裁判所に訴訟を提起することが出来ることとされております。

なお、争訟の結果が確定されるまでの間は議員としての身分を失うことはありません。以上でございます。

委員長 それではここで暫時休憩といたします。

【 休 憩 】

委員長 それでは委員会を再開いたします。  
議案第2号 不在者投票を行うことが出来る施設の指定について、事務局から説明を求めます。

事務局 ≪議案第2号について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 ご質問・ご意見がなければ おはかりをいたします。議案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に議案第3号 令和元年5月26日執行 足立区議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決について事務局より説明を求めます。

≪議案第3号について説明≫

委員長 説明は終わりました。  
ただいまの説明について ご質問・ご意見はございませんか。

委員 なし

委員長 ご質問・ご意見がなければ おはかりをいたします。議案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に 報告事項 第1 日の出町議会議員選挙の結果について 事務局より説明を求めます。

事務局 《報告事項第1について説明》

委員長 説明は終わりました。  
ただいまの説明について ご質問・ご意見はございませんか。

委員 落選された細谷さんが住所要件を備えておらずに、0票になりましたが、最近このような方が増えて来ているように思いますが、そういった傾向はあるのでしょうか。

事務局 これについては いわゆる被選挙権がない、住所がないので本来ならば立候補すべきではない事例だと思いますが、今年の統一選において兵庫県議選でもそのような事例がありまして。ただ、過去の判例あるいは総務省が示している見解からしますと、いわゆる立候補時点では 選挙長には住所要件に関する実質的な審査権がないということでございまして、形式的に書面が整っていれば立候補を受け付けざるを得ないという判例が積み上がっている状況でござい

ます。  
これが4月の兵庫県議選であったり、あるいは、先日の足立区議会議員選挙であるとか、そういったところで報じられたり、候補者が積極的に 例えばインターネットの動画などに喧伝するといったところから ちょっと世の中に広まって、自分もそういった形で選挙に出てみたいという方がいるのではないかと考えております。以上でございます。

委員 今回の案件の関係もそうですが、この1名が資格のないことによって立候補が無効となるならば、選挙をやらなくても良かったわけです。

となると 予算がもったいないじゃないですか、税金が。そういう法律であるならば 誰かが物申して無駄なお金を使わない。そのための法改正というものを 国も地方公共団体も何か声を上げるべきじゃないかと考えます。国民から税金を取って 無駄なお金を使っている。

本来ならば投票する必要のない、選挙する必要のない無投票でそのまま議員になれるのに。

事務局 今回、日の出町の選挙で 約400万円 告示日以降の費用が掛かったということでございます。ですので 14人のままで無投票であれば、その費用はなかったということです。

また その費用がどうなのかということについては、いろいろと議論が分かるところであります。そのような金額が掛からないということは事実でござい

ます。  
それから 法改正の話でございまして、私共 都選管事務局といたしましても 先程の足立区議会議員選挙の件の時に、総務省に、今のやり方というか制度がよろしくないというのではないかと問題意識を投げ掛けたところで

はございます。

しかしながら、やはり過去の判例が、立候補時点での選挙等の審査権はないということが積み上がって来ているので、それについては違う判断をするのが難しいということでございました。

委員長 その他ご質問・ご意見がなければ報告事項 第1については了承することといたします。

次に 報告事項 第2、令和元年9月1日執行 立川市長選挙立候補届出状況について事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第2について説明≫

委員長 説明は終わりました。  
ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。

委員 なし

委員長 なければ報告事項 第2については了承することといたします。  
それでは 当面の日程について事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか

委員 第3回の定例会についてですが、  
特に今回は目新しい焦点はありますか？

事務局 やはり1つはオリンピック1年前ということがございまして、準備の進捗、もしくはリハーサル、それからテスト大会の状況等 についてあると思われま  
す。もうひとつは暑さ対策です。これについてはやはり上がってくるかと思われ  
れます。

それから選手村の建物をマンションとして分譲した際の利益の一部について  
業者に返還を求めるという報道もありました。

都知事につきましても、任期満了まで1年を切ったことから立候補時の公約  
の達成度について確認する質問もあると思われま

す。  
都政といたしましては、先日、報道発表されました 長期計画「未来の東京」  
というのがございまして、2040年までの都政の基本計画をまとめましよう  
というのですが、この発表は 現時点での論点整理というところで発表されま  
して、年内に素案をまとめ、オリンピック後に正式決定をして取り組むと、2040  
年に向けて 2030年代までに何をして行くべきかという長期計画というところ  
であります。この辺もいくつか質問の論点になるのかと考えております。

委員長

ほかに御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。次回の定例委員会は、9月11日に開催することといたします。

以上を持ちまして本日の委員会を終了いたします。  
お疲れ様でした。